

## 背景

- ① 平成27年水防法改正 **〈公表完了〉**  
⇒ 氾濫した場合に大きな被害が発生する重要な河川（洪水予報河川、水位周知河川）で 想定最大規模の降雨を対象とする新たな浸水想定区域公表が義務化
- ② 平成30年12月 「異常豪雨の頻発化に備えたダム洪水調節機能に関する検討会」開催 **〈公表完了〉**  
⇒ 国が検討会からダム下流河川における浸水想定図を直ちに作成するよう提言を受ける
- ③ 平成29年1月 「大規模氾濫に対する減災のための治水対策検討小委員会」開催  
⇒ 国は水位周知河川に指定されていない河川においても浸水実績等をできる限り把握し、水害リスク情報として周知するよう小委員会から答申を受ける
- ④ 令和3年水防法改正  
⇒ 想定最大規模の降雨を対象とする新たな浸水想定区域公表の**義務化河川が、住宅や要配慮者利用施設等の防護対象がある河川にまで拡充（約400河川）**

## ■ 作成・公表の流れ

【河川管理者：県】

洪水浸水想定区域図等の  
作成・公表（法第14条）

・公表までに市町村と協議

市町村へ通知

【市町村】法第15条第1項、第3項

市町村地域防災計画への記載  
(市町村防災会議が作成)

- ・水位情報等の伝達方法
- ・要配慮者施設等の名称及び所在地など

ハザードマップの作成

住民に周知

【要配慮者利用施設の管理者】法第15条の3第1項、第3項

避難確保計画の作成

訓練の実施

## これまでの取り組み

R5年3月末時点で29河川公表済

① 対象河川	管理者	区分	公表年月
1	四万十川	国	洪水予報 H28.5
2	中筋川	国	水位周知 H28.5
3	後川	国	水位周知 H28.5
4	仁淀川	国	洪水予報 H28.5
5	宇治川	国・県	水位周知 H29.10
6	物部川	国	洪水予報 H28.12
7	鏡川	県	水位周知 R1.10
8	国分川	県	水位周知 R1.10
9	松田川	県	水位周知 R2.8
10	安芸川	県	水位周知 R3.2

② 対象河川	ダム名	管理者	公表年月
1	吉野川	水資源機構	R2.5
2	仁淀川	大渡ダム	R2.6
3	中筋川	中筋川ダム	R2.8
4	横瀬川	横瀬川ダム	R2.8
5	松田川	坂本ダム	R2.8
6	物部川	永瀬ダム	R3.2
7	鏡川	鏡ダム	R3.2
8	坂折川	桐見ダム	R4.3
9	以布利川	以布利川ダム	R2.8
10	香宗川	鎌井谷ダム	R3.2
11	山北川		

③ ④ 対象河川	管理者	公表年月
1	伊尾木川	R3.2
2	奈半利川	R4.3
3	桜川	R4.3
4	新荘川	R4.3
5	柳瀬川	R4.3
6	安田川	R5.3
7	中ノ川川	R5.3
8	西ノ川川	R5.3
9	小川川	R5.3
10	東川	R5.3
11	和食川	R5.3
12	長谷川	R5.3
13	谷内川	R5.3

【令和5年度】 仁淀川、伊与木川、下ノ加江川、蛸瀬川、福良川水系45河川で公表予定  
渡川、吉野川、野根川、室津川、夜須川、香宗川、久礼川、蜷川、与市明川、三崎川水系等124河川で作成予定

令和7年度末までに約400河川の浸水想定区域図の作成・公表を目標に取り組む